

茨城工業高等専門学校教育研究支援基金要項

〔平成28年12月8日〕
制 定

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、茨城工業高等専門学校教育研究支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本校の教育・研究活動の推進、地域社会への貢献、国際交流等の活性化の支援を目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 教育・研究推進等支援事業
- (2) 学生への奨学金等支援事業
- (3) 地域連携支援事業
- (4) 国際交流活動支援事業
- (5) キャンパスの環境整備事業
- (6) その他目的の達成に必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、基金への寄附及びその運用による果実をもって構成する。

(運営委員会)

第5条 基金に関する重要事項を審議するため、茨城工業高等専門学校教育研究支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、基金に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 寄附の受入れに関する事項
- (4) 寄附者への謝意表明に関する事項
- (5) その他基金の運営に関する事項

(組織)

第7条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（教務主事）
- (3) 副校長（学生主事）
- (4) 副校長（寮務主事）
- (5) 副校長（専攻科長）
- (6) 副校長（地域連携・評価）
- (7) 副校長（総務）
- (8) 事務部長
- (9) 本校の教職員以外のもので広くかつ高い識見を有する者

2 前項第9号に掲げる委員は、校長が委嘱する。

3 第1項第9号に掲げる委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により

補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 運営委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、副校長（教務主事）が、その職務を代行する。

（会議）

第8条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第9条 基金に関する事務は、総務課において処理する。

（寄付金の基金への受入れ及び管理）

第10条 寄附金の基金への受入れ及び管理は、国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年規程第45号）その他本校の規則に定めるところによる。

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、運営委員会の審議を経て、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年12月8日から施行する。